

「(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画 (原案)」に対して提出された意見・情報 とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 27 年 (2015 年) 9 月 14 日 (月) から 10 月 13 日 (火) までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、13 名 (市町、団体を含む) の方から、59 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画 (原案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件数
I 計画策定の趣旨	2 件
II 現状と課題	15 件
III 本県農業・水産業の目指す姿	—
IV 重点政策	33 件
V 他分野との連携施策の推進	3 件
VI 計画の推進	1 件
その他	5 件
合 計	59 件

3 「(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
I 計画策定の趣旨			
1	1	目指す姿(10年後)においても、具体的な数値を表して、数値目標等を掲げて管理する必要がある。	本計画は平成32年度までの5カ年としていることから、5年後の数値目標を記載しております。目指す姿(10年後)を想定した上で5年後の目標値を設定していますが、情勢変化も大きく、10年後の数値目標を掲げることは困難と考えておりますので、原案どおりとします。
2	2	「施策の追加・見直しを行うとともに、必要な場合は計画の見直しを検討するなど、柔軟な対応を図る」と記載してあるので、必ず行っていただきたい。	本計画に記載しているとおり、情勢変化や現場の状況を踏まえ、必要がある場合は、計画の見直し等について検討します。
II 現状と課題			
3	3	「農地の分散により作業効率等の低下しています」とあるが、水利問題が一番かと考えるので、改善策が早急に必要と考えるが。	作業効率には水管理にかかる時間も含まれており、農地の分散を解消することで、効率的な水管理・水利用が可能と考えていますので、原案どおりとします。
4	3	集落営農の法人化が進んでいるが、JAを当てにせず、独自の活動を行うなど、法人化により、JAの弱体化が進んでいないか。	集落営農の法人化については、JAをはじめ関係機関・団体が連携して推進しているところです。
5	4	集落営農の役員やオペレータの人手不足は、市場が有する情報(消費者ニーズ情報)を基に、協働を考える市場の位置づけが軽んじられている。JAのOBが役員等になり、旧式のJA活動があるのではないか。	役員やオペレータの人手不足が課題となっている集落営農組織は、水稻・麦・大豆を中心に作付けをされており、野菜を本格的に生産して市場に出荷されている組織は一部に限られます。
6	4	平成30年対応について、「農業者および農業団体自らが…取り組む体制づくりを進める必要」とあるが、滋賀県(行政)としてどう関わるかを明記すべきではないか。	そのような課題を踏まえた県の取り組みとしては、「重点施策」の「戦略的な農畜水産物の生産振興」の項において記述していますので、原案どおりとします。
7	7	「水田における野菜等園芸品目の生産は、湿害を受けやすく」とあるが、適地適作が必要。湿害の出る可能性のある農地の所有者にもとりあえず生産させているのではないか。	水田においての園芸生産の推進に当たっては、排水対策を講じて、作付するよう指導を行っています。
8	7	「生産性向上技術の開発や低コストで省力化の図れる機械・施設の導入」とあるが、先ず作る→販売→反省→計画のローテーションを踏む段階で、低コスト省力化事業の創造がされるのではないか。	園芸生産の推進にあたっては、安定した生産と流通を確保し取り組むことが重要です。また、継続して園芸生産に取り組む拡大するためには、収量・品質を安定させる技術の開発や機械・施設の導入による低コスト化、省力化が必要ですので、原案どおりとします。
9	7	「地域(JA単位)、品目ごとの部会組織で産地が形成され、産地規模が小さいため、大型化する実需者ニーズに応えることが必要」とあるが、当市場では、早くからそのことを指摘し、近江のカボチャ等で協働の取組を実施している。	「近江のカボチャ」等の取組成果を活かし産地の育成を支援します。
10	7	「農産物直売所は賑わっている一方で、直売所の増加に伴い、他店と差別化でき、集客力のある目玉商品の開発、年間を通じた品揃えの充実が必要」とあるが、当市場では、各JAの特産品を販売でバックアップし、生産拡大につながるよう活動している。	誘客型園芸振興においても市場のバックアップは効果も高いと認識しています。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
11	12	「県内卸売市場の県産野菜の入荷率は……低迷してます」とあるが、「おいしが うれしが」の取組以降、市場への出荷が減少しているのではないか。	「おいしが うれしが」キャンペーンは、開始から7年が経過し、スーパーや小売店など1300店を上回るお店が推進店に登録をいただき、地産地消の裾野を広げ、県産食材の需要を高めることにつながっています。 県産野菜の入荷率については、産地規模が小さいため量販店などの大型化するニーズ対応できず、ここ10年の推移は20～25%で低迷していると考えています。そのため、「おいしが うれしが」キャンペーンの取組拡大と県産野菜の入荷率の低迷は関連性があるとは言えませんので、原案どおりとします。
12	14	「エアライフルを用いた駆除などに取り組んだ結果」を「銃器による個体数調整に取り組んだ結果」に修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「エアライフルを用いた駆除などに取り組んだ結果」 【修正後】 「エアライフルなどの銃器による個体数調整に取り組んだ結果」
13	15	新規漁業就業者が減少傾向にあるのは、漁獲が不安定なため、生計が立てることが不可能であるためだと推測できる。 琵琶湖漁業における国の新規就業者支援は手厚くないため、県独自の新規就業者に対する支援の拡充をご検討いただきたい。	在来魚介類の資源量を増加させるための施策を実施します。また、新規漁業就業者を増加させるため、県独自の短期漁業研修の実施を検討するとともに、就業後支援の充実を図るため、着業後一定期間の生活費支援などについて、国に政策提案を行うこととしています。
14	15	「農業への関心が薄れ、農村の集落機能が低下してきています」とあるが、地域社会が壊れている。共通する社会的概念・慣習を県の進め方(おいしが うれしが)により「個」を取り上げるから、自分だけ良ければよいとなってきているのではないか。	「おいしが うれしが」キャンペーンは、地産地消を進める施策であり、生産者だけでなく、JAや生産者組織等にも多数登録もいただき、県産食材の利用促進の取組に参加いただいています。 また、キャンペーンを通じて地域のJAや生産者組織等と食品事業者、さらには消費者との交流が促進されていることから、地域のつながりを強化するものと考えています。
15	16	担い手への農地の集積・集約化は既存の農地集積円滑化団体の活用とともに、改正農業委員会法による農地等の利用の適正化推進業務が位置づけられたことから、「農地中間管理機構等の活用」にすべきでないか。	ご意見のとおり、次のとおり修正します。 【修正前】 「農地中間管理機構の活用……」 【修正後】 「農地中間管理機構等の活用……」
16	16	農地の集積・集約化を進めると水路・農道等の維持管理がますます困難になる可能性があることから、課題として明記すべきではないか。	ご指摘の課題につきましては、Ⅱ現状と課題、1農業(3)生産基盤に記載していますので、原案どおりとします。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
17	17	TPP交渉結果による影響に対する対応が課題と表現されているが、本県の畜産業にどのような影響があるか、もう少し丁寧に記載してはどうか。	ご意見、TPP交渉の大筋合意を踏まえ、次とおり修正します。 【修正前】 (2)農畜産物の貿易交渉への対応 ・ 我が国は、平成25年7月にTPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉に参加を表明し、交渉は現在も継続しています。 ・ TPP交渉の結果によっては、本県農業・農村に大きな影響を及ぼすことから、その対応が課題となっています。 【修正後】 (2)TPP交渉の大筋合意等への対応 ・ <u>平成27年10月5日にTPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉参加12カ国は、閣僚会合において協定の大筋合意に至りました。</u> ・ <u>大筋合意内容では、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物といった重要5品目を中心に、関税撤廃の例外、国家貿易制度の維持、セーフガードや関税削減期間の長期化等の措置が確保されている一方で、生産者等への影響が懸念される</u> ところ。です。 ・ <u>今後、本県農業・水産業への影響を見極めつつ、国において実施される国内対策への対応等が必要</u> となっています。 なお、現時点での情報では、影響額を試算するなど具体的な記載は困難と考えております。
IV 重点政策			
1 力強い農業・水産業の確立			
(1)元気な担い手による魅力ある経営の展開			
18	20	近江米の安定取引先確保の観点からも収穫前の取組は重要と思うが、産業振興の視点として「買取集荷の促進」は内容的にもそぐわないことと、県の基本計画に記載するべきものかどうかは疑問。	国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H26.6改定)や「日本再興戦略」改定2015において、「単位農協は農作物の買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切にリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す」との記述がされており、本県においても取組を進めることが望ましいと考えていることから、原案どおりとします。
19	22	競争力のある担い手の育成では、担い手の「質」の向上は記載されているが、担い手の「量」の確保といった両面からの対策が必要ではないか。 特に認定農業者の高齢化、農業法人の世代交代期を迎えていることから、経営の継承者の育成も必要ではないか。	担い手の「量」の確保という観点で、農業を担う新たな人材の確保・育成を図ることとしております。法人の経営継承については、今後、関係団体と連携し、検討したいと考えています。
20	22	6次産業化の拡大は、経営力により所得向上するものと経営破たんするものなどリスクが高く、投資も大きい。所得向上実現のためには、優れた経営力が必要であり、支援方法は十分検討すべき。	6次産業化の推進にあたっては、経営状況や経営者の方針等を把握したうえで、経営力強化も含めた支援策を講じてまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
21	22	農地中間管理機構を活用するためには、機構が十分その機能を発揮する必要があり、機構の農地活用の方針を県の方針とし、信頼できる組織にし、複数回機構への申込みを受け付ける戦略的な取組を展開する等機能性のある組織としてほしい。	県の施策の方向性と連動して機構の取組が推進されるよう機構との連携を進めるとともに機構の機能性を高める対応についても検討してまいります。
22	22	新規就農者支援の強化(県・市町連携)	新規就農者の確保・育成については、市町等関係機関・団体との連携が欠かせないことから、強力に進めてまいります。
23	22	県内でも農福連携による福祉就農の取組が見られ、多様な担い手による魅力ある農業を推進するため、「ユニバーサル農業」の支援に取り組んでいただきたい。	他分野との連携施策の推進の章において、福祉・医療分野との連携施策について記載しているところです。今後、この中で、ご提案の「ユニバーサル農業」の取組についても検討したいと考えています。
24	22	米価下落、TPPの大筋合意による輸入農産物の増加と農産物価格の低迷など担い手の農業経営圧迫する要因は増加している。そこで、担い手の経営安定のため、水田野菜の生産拡大に対する助成、施設園芸拡大に対する資材助成等を内容に盛り込んでいただきたい。	担い手の経営安定のための園芸作との複合化については、「・経営体質の強化に向けた複合化や法人化、・・・」で記載しています。また、水田野菜の生産拡大に対する助成、施設園芸拡大に対する資材助成等については、野菜、果樹、花きの品目ごとに策定する生産振興指針の中で示しますので、原案どおりとします。
25	23	地域農業戦略指針に基づく担い手を支える集落の仕組みづくりにおいて、人・農地プラン作成、見直しと合わせた取組とするよう明記すべき。	地域農業戦略指針の中で、集落の話合いの際に、人・農地プランの作成・見直し作業を同時に進めることを明記していますので、原案どおりとします。
26	23	成果目標で、新規就農者の500人の目標が何の累計かわかりにくい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。成果目標で、目標年の累計とあるものについては、 <u>目標値のあとに「H28～H32の累計」と追記</u> いたします。
27	23	成果目標で、女性の育成目標がない。	農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成等についての様々な取組を推進してまいります。が、成果目標については、新規就農者数において女性を含めた人数を掲げていますので、原案どおりとします。
28	23	地域農業戦略指針に基づく担い手を支える集落の仕組みづくりにおいて、人・農地プランとの関係が不明確である。プランと同じものか、替わるものか、今までのプランを活用するのか、明記する必要がある。	地域農業戦略指針の中で、集落の話合いの際に、人・農地プランの作成・見直し作業を同時に進めることを明記していますので、原案どおりとします。
(2)戦略的な農畜水産物の生産振興			
29	24	「みずかがみ」の産地化、という表現がどういう意図なのか分かりにくいのでは。	「みずかがみ」については、推進ガイドラインで示しているように、環境こだわり栽培など一律の基準を設定した取組をJA単位など産地としてまとめた単位において進めることとしているため、原案どおりとします。
30	24	「秋の詩」は主力品種でなく、今後も人・金を費やして特Aを取得する意義がないのでは。	現時点においては、「秋の詩」は奨励品種として、穀物検定協会が行う食味ランキングに供試する代表品種と考えており、特Aを目指すべきと考えていますので、原案どおりとします。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
31	24	買取集荷について、 ・買取集荷を進めることが主食用米の安定生産を図ることにつながるかどうか。 ・多くの生産者は買取集荷を求めているかは疑問。買取集荷のリスクを示すべきではないか。 ・収穫前契約とのセットか。	行政による主食用米の生産数量目標の配分がなくなった時点において、需給バランスを崩さず安定生産が行われるには、JA等が行う主食用米の集荷(作付)目標の設定が重要になると考えています。目標設定にあたっては、販売先等が確定していることや、買取集荷のようにJAに一定のリスクを持っていただく取組も必要と考えていますので、原案どおりとします。 なお、買取集荷は、卸売業者等との収穫前契約とセットであることが理想と考えますが、全ての収穫前契約が買取集荷となるべきと考えているものではありません。
32	24	麦・大豆の作付について、生産者は他品目との手取り比較は現行の交付金を前提として計画していると考えられる。今後10年の交付金施策をどう見るか、難しいことであるがこの点がポイントとなる。	ご指摘のとおりですが、国の基本計画において、経営所得安定対策については、担い手を対象に実施するとされていることから、本計画の策定に当たっては、麦や大豆に対する現行の交付金があることを前提とした内容としています。
33	24	生産物を都市に出荷する「市場出荷型園芸」とはいかなるものか、どのように理解され、発信しているのか。	「市場出荷型園芸」とは、広域でまとまって実需者や市場へ出荷することにより、有利で安定した取引先を確保する取組です。
34	24	重点政策における野菜への取組内容があまりにも薄い。水稻作偏重の本県において、園芸品目転換には相当な労力が必要。地域ごとの品目の検討、産地形成、集荷施設、選果場や流通拠点施設整備に積極的に支援する等、実態の伴う支援策を計画に盛り込んでいただきたい。	本計画策定の趣旨は、本県における今後の中期的な施策の展開方向を示すものであり、具体的な支援策については、今後、園芸振興事業として実施しますので、原案どおりとします。
35	25	「しが型産地」の定義と目指す経営体系、支援の具体例が不明瞭である。	「しが型産地」とは、「滋賀県の園芸作物の生産において、産地規模が小さくても都市近郊の利点を活かし、野菜、果樹等園芸品目を少量多品目生産し、地場供給することにより安定経営を実現できる産地」のことであり、巻末の用語解説に掲載します。 また、目指す経営体系、支援の具体例は、野菜、果樹、花きの品目ごとに策定する生産振興指針の中で示しますので、原案どおりとします。
36	25	市場出荷型園芸について卸売市場なのかマーケットなのか曖昧な使い方をしていませんか。	「市場出荷型園芸」とは、契約取引等、実需者や市場への出荷を目指した取組です。
37	25	「契約栽培等、実需者や市場への出荷を目指した水田における野菜の作付を推進」とあるが、大いに賛成する。一緒になって取り組みましょう。	契約取引等、実需者や市場への出荷を目指した取組であり、卸売市場との協力を得ながら進めていきたいと考えています。
38	25	生産性の向上を目指した栽培技術の開発や低コストで省力化の図れる機械・施設の導入については、野菜作りは基本作業を習得していただき、そこから徐々に省力化を進めていただきたい。	基本技術の励行のもと、省力技術や機械の導入によって、低コスト化、省力化が図れ、経営体が継続して園芸生産に取り組めるよう推進していきます。
39	25	JAグループ滋賀との協定により、複数JAの連携による広域型産地の育成支援は、県が先頭に立って進めていただきたい。市場も精一杯支援します。	平成27年10月に設立された「園芸農産振興協議会」の活動として複数JAの連携による広域型産地の育成を支援し、大型化する実需者ニーズに応える産地育成を目指します。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
40	25 29	直売所の活性化を目的とした園芸品目の生産を推進するとされているが、生産の推進だけでなく、販路拡大のための直売所整備や直売所のPRによる誘客を支援し、生産と消費の拡大に取り組んでいただきたい。	園芸作物の振興に当たっては、都市近郊の立地条件を生かし、生産物を都市へ出荷する「市場出荷型園芸」と消費者が来訪する「誘客型園芸」の2本柱で本県の園芸を振興するとしております。 「誘客型園芸」の一つの方向として農産物直売所の活性化があり、その具体的な支援策については、今後、園芸振興事業として実施します。
41	25	園芸農産振興協議会(仮称)については、本来的な設置目的を明記した上で、活用した取り組みを記載すべきではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 用語解説「園芸農産振興協議会」 【修正前】 「園芸農産品目の生産拡大を図るとともに、販路の確保・開拓に努め……」 【修正後】 「園芸農産品目の生産拡大を図るとともに、 <u>出荷単位の集約により大型化する実需者ニーズ</u> に応えることで、 <u>安定した販売先の確保・開拓</u> に努め……」
42	25	野菜等の生産・流通の確保(地域に見合った特産物の創出)	JAと連携した園芸の振興を進める中で、実需者や市場等のニーズに応じた品目選定や生産・出荷体制の構築を図ります。
43	26	畜産経営の安定を図るため、金融機関の支援を取付け、資金調達を円滑に進めるための畜産ABLスキームを普及推進する施策を追加してはどうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 V他分野との連携施策の推進の章において、1商工・観光に、 【修正前】 「中小企業応援ファンドなど商工施策の活用による6次産業化と……一体的な推進」 【修正後】 「中小企業応援ファンドなど商工施策の活用による6次産業化と……一体的な推進 <u>や資金調達の多様化などの普及推進</u> 」
(4)担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全			
44	31	「県営農業用水再編対策事業(機能増進型)」については、圃場整備完了後35年以上経過し、老朽化している。平成23年から再編事業に取り組んでいただいているが、毎年の事業量が極めて少なく、全体計画からすると進捗率も悪い。事業要件に末端受益5ha以上の水路が対象の条件であるが、今後、担い手への農地の集積をすすめるためにも、面積要件の見直しに取り組んでいただきたい。	近年、農業農村整備事業に関する国費割当が非常に厳しい状況にあり、皆さんの要望に十分お応えできていないことは十分承知しています。 このため、県としても、国の農業農村整備事業の全体予算を増やしていただき、その中で県として必要な予算が確保できるよう、国への要請を重ねているところです。 末端受益面積5haの見直しにつきましては、国に地域の要望として伝えていきたいと思いますが、厳しい面があると考えています。 そのため、他の事業、例えば「農地耕作条件改善事業」や「農業基盤整備促進事業」等で対応することも検討していただければと考えています。
45	31	水田農業からの果樹園整備や園芸施設団体形成などの畑地転換に向けた灌漑排水などの整備について記載がない。	水田農業からの畑地転換については、②農地の利用条件の整備において、「水田の汎用化に向けた農地や水路の整備補修」として記載していますので、原案どおりとします。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
46	31	暗渠排水の整備により～以降に『や地下水位制御システム(FOEAS)の導入』を追記いただきたい。	地下水位制御システム(FOEAS)については、暗渠排水施設を活用したシステムであると理解していますので、原案どおりとします。 なお、個別名称については記載できないことをご理解いただきたくよろしくお願いいたします。
2 誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興			
(1)多様な主体による農地等の維持保全			
47	34 41	鳥獣被害は深刻な問題であり、農産物減収、被害防除対策費の負担、耕作意欲の低下、耕作放棄地の発生など課題は山積している。単に集落ぐるみによる対策として押し付けたり、他分野の問題とし処理するのではなく、農業全体の重要課題として政策を構築するべきと思われる。	鳥獣被害防止対策は、地域全体で防護柵整備等の農地管理、緩衝帯の整備等の生息地管理、捕獲による個体数管理を総合的に実施することが最も効果的と考えています。 県では、各市町の被害防止計画に基づく集落の取り組みが実施できるよう鳥獣害対策の推進を図っており、市町等の関係機関と連携しながら、引き続き支援していきますので、原案どおりとします。
(2)農村・漁村の持つ地域資源の活用			
48	36 41	国では再生可能エネルギー発電のメリットを生かした地域の農林水産業の発展を図る取組やバイオマス産業都市の構築を2018年度に全国でそれぞれ100地区実現するとしているが、本計画では、地域内消費をするというだけになっているが、環境こだわり県としてもっと積極的な取組が必要ではないか。	計画では、土地改良施設を活用した発電の可能性調査結果等に基づき、計画的に整備を進めるとともに、身近な用水を活用した発電の取り組みを通じて、農村地域の活性化を支援することとしています。バイオマスの取組も含め、ここでは、農村・漁村にある地域の資源活用の取組と整理していますので、原案どおりとします。 なお、本県における総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針としては、現在「(仮称)新しいエネルギー社会の実現に向けた道筋」を別途検討しているところです。
49	36 37	世界農業遺産の承認が指標となっているが、滋賀の農業づくりに向けて、どのように貢献するのかわかりやすく示すべきでは。	「世界農業遺産」承認の貢献ですが、認定を目指す取組プロセスを通じて、農畜産物の付加価値の向上や観光資源活用について、その旨、記載しております。今後、具体的な取組を通じて、県民の皆さんにわかりやすく、広く周知してまいりたいと考えていますので、原案どおりとします。
50	36	都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定について、スケジュール感や想定される内容について、ご教示ください。	現在、国において、平成28年3月を目途に法に基づく都市農業振興基本計画の策定が進められています。県では、国の計画の策定を受けて、新たな農業・水産業基本計画の方向を踏まえて、次年度以降、具体的に地方計画を検討したいと考えています。
V 他分野との連携施策の推進			
51	41	滋賀県への訪日外国人の訪問も増加しており、県産品のブランド力向上や輸出を含めた消費拡大のため、商工・観光業界とも連携したインバウンド観光の拡大に取り組んでいただきたい。	重点政策「農畜水産物の魅力発信と消費の拡大」において、「……商工・観光事業者等と連携して国内はもとより海外からの観光客や消費者へのPR活動を展開」としているところです。今後も観光部局などと連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
52	41	資源循環型農業→資源循環型林業または農林業に修正	ここでは、木質未利用資源など林業分野の資源を農業に活用するといった観点で記載しておりますので、原案どおりとします。
53	41	林業分野との連携による農業・林業の兼業従事者等の人材育成を追加してはどうか	ご意見にあります農業と林業の兼業従事者に対して、研修会の開催などの情報提供・共有をは図るなど、農業・林業分野の連携を深めていく中で、取り組んでまいりたいと考えておりますので、原案どおりといたします。
VI 計画の推進			
54	43	県と市町間の連携の強化及び農業者の技術力の一層の向上のため、農業技術に通じた県職員の市町駐在制度の復活など制度整備について検討願いたい。	市町駐在制度終了後は、市町・JA等と定期的に連携会議を開催しているところです。さらに、地域農業戦略指針を活用し、今後の集落の目指す姿を定め、その実現を支援していくため、市町・JA等で構成する「戦略推進会議」を設置しています。今まで以上に連携を強め、地域振興を図ってまいります。
その他			
55	47	指標の説明からすると分母はJA全体となっている。現状38%から推測するには分母は全農扱いでは。	各JAから聞き取りした数値の合計である72,822tを分母としています。
56	全体	前段の課題に対して、重点施策が対応しているのか。	現状と課題を整理し、10年後の本県農業・水産業の目指す姿を実現するために、今後5年間で重点的に取り組むものを政策として考えておりますので、課題と重点政策は対応しております。
57	全体	目標とする成果指標について、 ・各市町の内訳数値(現状と目標)は必要ではないか。 ・各年度の目標数値がないが、設定はしないのか。 ・また、各年度の数値が設定されていないため、検証は実施しないのか。	各市町の内訳数値については、現状も様々であることから、目標数値の積み上げや割り振り等は困難であると考えております。また、各年度の目標設定はしておりませんが、5年後の目標値に対して、毎年度進捗状況を把握し、成果指標の検証を実施しますので、原案どおりとします。 なお、検証の結果については、県のホームページで公表します。
58	全体	それぞれの取組みについて、県、市町、JA等関係団体、農業者の役割を提示すべきではないか。 市には、専門的知識や技能をもつ人材がいない。専門職である県の普及指導員などの積極的な農業者や地域に対しての技術指導、経営指導の体制づくりの強化を求める。	それぞれの取組について、連携先の関係機関も様々ですし、地域によっても異なることが想定されますので、「計画の推進」の章に各主体との連携としてまとめて記載しておりますので、原案どおりとします。 また、普及指導員と市町・JA等と定期的に戦略的な連携会議を開催し、産地育成や地域農業の体制確立に積極的に努めてまいります。

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する県の考え方
59	全体	<p>現在の兼業農家では、米や他の農産物の価格が安い、生産コストがかかりすぎている、米の消費量が減少してきている中で、機械を投資して若者が農業をするとは思わない。農家の長男までもが都会に出てしまっており、今は良くても、10年後が非常に心配である。</p> <p>今回の計画の見直しにどれだけの危機感をもって対処しているかが心配である。農業政策で取り組んでいるのも以前の延長線上にあるだけではないか。</p> <p>これからは、最低1ha、平均5～6haの再圃場整備事業と100ha以上を農地を5人での法人化、集落営農については、学区単位での営農の広域化、乾田直は栽培など1俵7,000円以下で作れる農業にする必要がある。土地政策については、農地中間管理機構を活用し、食料と生産者を確保していかないと、今TPPIに反対していても、いずれ高くても外国から買わなければならない状況になるかもしれない。</p>	<p>ご意見のとおり、低米価、高コスト、米の消費量の減少など、今後、米を中心とする農業では、経営環境が厳しくなることが予想されます。</p> <p>新たな農業・水産業基本計画では、「複合化や法人化、集落営農型法人の広域化などへの支援の充実」「個別経営や集落営農組織といった担い手へ農地集積の促進」など経営体質の強化に努めることとしております。</p> <p>また、集落の話合いに基づいて、担い手が安定した経営を継続できるよう、土地持ち非農家や集落が支える体制づくりを進めます。</p> <p>これらの取組などを通して、滋賀県農業の持続的発展を目指すことを考えています。</p>